



また！？ハガキで裁判のお知らせ？

以前からお知らせしていた「ハガキで裁判のお知らせが届いている」という相談が、最近また増えています。

このようなハガキは詐欺です。

連絡は絶対にしないでください。

連絡してしまうと、個人情報や相手に教えてしまったり、料金を支払うことになりかねません。

「電話してしまった」「家族や自分に同じハガキが届いたが本当かどうか心配だ」

*
ご相談ください。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。管理番号(〇)〇〇〇訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給料等の差し押さえ及び、動産不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願いいたします。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成〇〇年〇月〇日

法務省管轄支局 消費者訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

未納料金で裁判！？今度はメール??

「未納料金があります。今日中に連絡なき場合は法的措置に移行します。」という内容のメールが携帯電話に届いていませんか？

このメールは詐欺です。メールにある電話番号には、絶対に電話しないでください。連絡を取ってしまうと、住所・生年月日などの個人情報を教えてしまうこととなります。また、身に覚えのない料金を支払ってしまうことになりかねません。

「連絡を取ってしまった」「自分に届いたメールも詐欺かも」という方は、まずは消費生活センターにご相談ください。

日向地区広域消費生活センター

日向市役所 市民課 市民相談係

TEL 0982-55-9111

困った時にはすぐ相談！！

